

外郭団体との随意契約の見直し等について

1 見直しの概要

外郭団体との随意契約については、これまでも適宜見直しを行ってきているところであるが、今回、「北九州市行財政改革大綱」及び「平成26年度北九州市行財政改革推進計画」を踏まえて、随意契約の妥当性等を検証・担保する新たな仕組みの中で、更なる見直しを行ったものである。

今回の見直しにおいては、平成26年度に実施予定でこれまで随意契約を行っていたもの2,469百万円(46件)(平成26年度予算案ベース)について検証を行った。

見直し結果

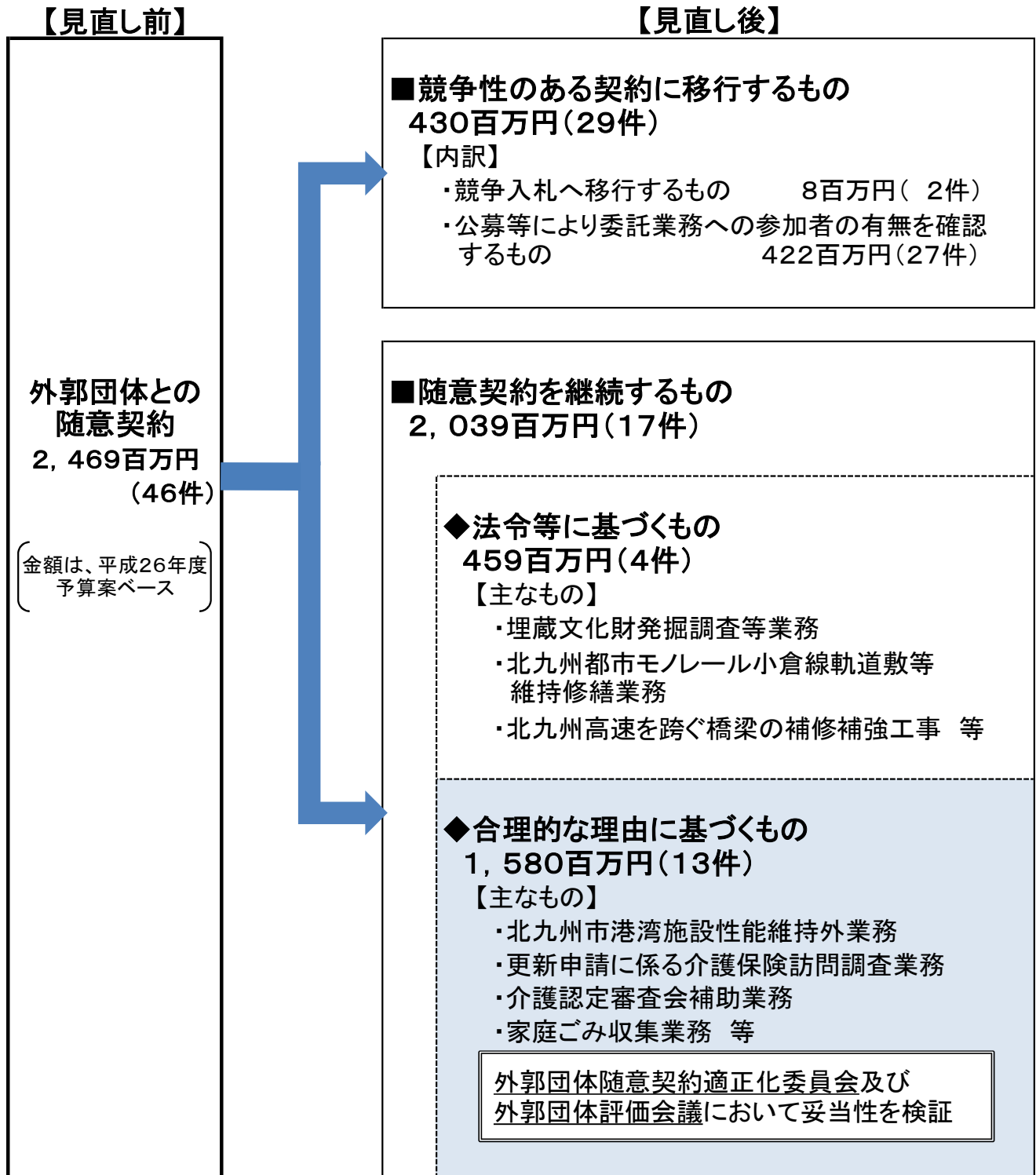
| | |
|----------------------------|----------------------|
| ◆競争性のある契約に移行するもの | <u>430百万円(29件)</u> |
| ①競争入札へ移行するもの | 8百万円(2件) |
| ②公募等により委託業務への参加者の有無を確認するもの | 422百万円(27件) |
| ◆随意契約を継続するもの | <u>2,039百万円(17件)</u> |
| ①法令等に基づくもの | 459百万円(4件) |
| ②合理的な理由に基づくもの | 1,580百万円(13件) |

2 随意契約の妥当性等を検証する仕組みについて

- (1) 事業者への意思確認
委託業務への参加者の有無を確認する公募を実施
- (2) 「北九州市外郭団体随意契約適正化委員会」における検証
副市長を筆頭とし、外部有識者を加えた「北九州市外郭団体随意契約適正化委員会」を設置し、随意契約の妥当性を検証
- (3) 「北九州市外郭団体評価会議」における検証
3年以上継続する随意契約の業務の妥当性等を検証する第三者機関として「北九州市外郭団体評価会議」を開催し、その妥当性を検証

随意契約を継続するもののうち、「法令等に基づくもの」を除く13件について、上記委員会等において検証を行った結果、すべてについて、合理的理由があり、総合的に判断して妥当であるとされた。

外郭団体との随意契約の見直しについて



※上記には ①すでに公募により委託業務への参加者の有無を確認していたもの 249百万円(7件)
②100万円以下の随意契約 5百万円(10件) は含まない。

法令等に基づき、外郭団体との随意契約を継続するもの

| 団体名 | 業 務 名 | 業 務 内 容 | 26年度予算案 (千円) | 特 命 理 由 |
|--------------|--|---|-----------------|---|
| 北九州市芸術文化振興財団 | 埋蔵文化財発掘調査等業務 | ・埋蔵文化財発掘調査にかかる発掘調査、出土遺物や資料の整理と収蔵業務 ・埋蔵文化財センターの管理業務 | 75,032 | 文化庁通知「原則として地方公共団体又はそれが設置した発掘調査機関が実施する」に基づき、同財団に委託しているもの。 本市では、発掘調査等が困難な場合、市が設置した発掘調査機関である同財団に委託している。なお、埋蔵文化財センターの管理についても、埋蔵文化財の適正な管理を主な業務とし、発掘調査等と一体不可分であるため、同財団に委託するもの。 【委託料の妥当性】 委託料の大部分は人件費であり、市職員が直接実施するよりも効率的である。 |
| 北九州高速鉄道(株) | 北九州都市モノレール小倉線軌道敷等維持修繕業務 | ・北九州都市モノレール小倉線軌道敷の維持修繕・管理業務 ・駅舎連絡通路の維持修繕・管理業務 | 334,000 | 軌道法に係る国の指導「軌道経営者が維持修繕を行う」に基づき、同社に委託しているもの。 【委託料の妥当性】 同社における工事発注については、競争入札を行っており、市は、その結果に基づき委託料の支払いを行っている。 |
| | 北九州モノレール長寿命化計画に基づく工事実施に係る監督管理の一部及び付帯業務 | 監督業務の一部委託(線路閉鎖監督、立会業務、業者への安全指導)及び工作車運転にかかる費用 | 10,000 | 軌道法及び同運転規則では、「軌道等を扱う工事を行う場合、交通事業者(本事業の場合、北九州高速鉄道(株))が定める有資格者が必要」と定められている。 長寿命化対策工事を安全・円滑に行うためには、き電停止時の安全確認、作業上の指導、運行確保など、モノレールの運行管理と一体となった対応が不可欠である。 したがって、本市と同社の間で長寿命化対策工事に関する協定を締結し、この協定に基づき、委託を行っているもの。 【委託料の妥当性】 委託料の内容は、大部分が人件費である。算出にあたっては、北九州高速鉄道(株)の人件費や国の類似の監督業務を参考に、適切に積算している。 |
| 福岡北九州高速道路公社 | 北九州高速を跨ぐ橋梁の補修補強工事 | 北九州都市高速道路1号線と4号線の上を跨ぐ各橋梁の補修工事 | 40,000 | 北九州都市高速道路の管理者である同公社と跨道橋の補修に関する基本協定を締結し、この協定に基づき、委託しているもの。 当該工事は、都市高速道路の交通規制を伴うことや、同公社に管理監督責任があることなど、都市高速道路の運用管理と一体となった対応が不可欠である。 【委託料の妥当性】 公社における工事発注については、競争入札を行っており、市は、その結果に基づき委託料を支払っている。 |

合理的な理由に基づき、外郭団体との随意契約を継続するもの

| 団体名 | 業 務 名 | 業 務 内 容 | 26年度予算案 (千円) | 特 命 理 由 | 委員会等における検証結果 |
|-----------------|------------------------------------|---|-----------------|---|---|
| 北九州埠頭(株) | 北九州市港湾施設性能維持外業務 | コンテナターミナルのガントリークレーン及び付帯施設の維持・補修 | 253,360 | <p>●北九州港においては、物流を掌る中核的な施設の長期安定的な稼働の確保が求められており、北九州埠頭(株)は以下の①～③を有する市内唯一の事業者である。</p> <p>① 24時間365日対応できる人員体制 ② 突発的な故障に即応できる技術力 ③ 長寿命化のための予防保全措置を行うことができる技術力</p> <p>●民の視点の導入による港湾運営を推進するため、平成23年に港湾法が改正され、「港湾運営会社」制度が新たに創設された。 今後、北九州港における「港湾運営会社」制度の導入を検討する上で、北九州埠頭(株)に中心的な役割を担うことを求めることになる。(右記参照)</p> <p>【委託料の妥当性】 取扱貨物量、航路数や地理的特性などが異なり、メンテナンス費用の単純な比較は難しいが、独自調査によると、近隣港の状況と比較して同等の水準以下にある。</p> | <p>施設の長期安定的な稼働の確保はもとより、今後、「港湾運営会社」制度の導入を検討していく中で、北九州埠頭(株)がその中心的な役割を果たすことを勘案すると、当該随意契約は妥当である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「港湾運営会社」制度とは 「国際戦略港湾」及び「国際拠点港湾」において、民間主導による貨物の集貨・航路の誘致を進め、港湾の国際競争力を高めるため、国が平成23年3月に港湾法を改正。 その結果、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を「港湾運営会社」として、1つの港に1つの会社を指定することができるようになった。 また、国は、港湾運営会社の民間からの出資割合が3割以上あることが望ましいとしている。(第三セクターがその役割を担うこととなる。) ※北九州港は「国際拠点港湾」である。</p> </div> |
| 福岡北九州 高速道路公社 | 北九州高速5号線(東田出入口)に接続する市道東田前田2号線の管理業務 | (交通管理業務) 事故処理対応、通行止め措置、道路巡回・落下物処理等 (道路維持・修繕業務) 緊急対応、道路清掃、施設日常点検、雪氷対策 | 12,000 | <p>市道東田前田2号線は、北九州都市高速道路(5号線)と国道3号黒崎バイパスを連結する自動車専用道路である。</p> <p>維持管理の作業時や事故処理等の緊急時における交通規制の措置等、都市高速道路と一体となった対応が不可欠である。</p> <p>【委託料の妥当性】 本委託は、福北公社が都市高速道路全線(約50km)に本市委託分(約1km)を加えた約51kmで、毎年度競争入札を行い、業者と契約した委託単価で業務が行われており、スケールメリットにより、割安となるものと判断できる。</p> | 一体的な管理の必要性やコスト面を勘案すると、当該随意契約は妥当である。 |
| 北九州市 福祉事業団 | レインボープラザ管理運営委託 | レインボープラザの管理運営 (電気設備、昇降機、空調設備等の保守点検、清掃、警備等) | 45,950 | <p>レインボープラザは当初、勤労者のための福利厚生施設として開館されたが、平成8年度からは社会福祉及び教育文化関係施設として、北九州市福祉事業団(以下、「事業団」)などの福祉関係団体等が入居している。</p> <p>現在のレインボープラザは、市が管理運営を行う公的・準公的団体入居部分(=福祉関係団体等が入居する部分)と、広く一般の利用に供するテナント及び会議室等の部分に大別される。</p> <p>同施設に入居している事業団が、施設の維持・メンテナンス等の業務を一括して民間委託することにより、運営上効率性が図られる。</p> <p>【委託料の妥当性】 民間委託にあたっては、事業団が競争入札を実施し、市は公的部分のみを面積按分して、事業団に支払っている。その際、事業団は中間経費等をとっていない。</p> | 現在の運営方法が効率性や経済性の面から最も合理的であることから、当該随意契約は妥当である。 |

| 団体名 | 業 務 名 | 業 務 内 容 | 26年度予算案 (千円) | 特 命 理 由 | 委員会等における検証結果 |
|---------------|------------------------------------|---|-----------------|--|---|
| 北九州市 福祉事業団 | すこやか住宅改造助成事業 訪問診断等業務 | 高齢者や重度身体障害者の居住する住宅をバリアフリー等の仕様に改造する場合の住宅の訪問診断・見積確認 | 10,541 | <p>本業務は、専門の知識を持つ作業療法士が対象者の身体状況を確認しながら住宅改修の内容や助成対象工事の見積りの診断確認等を行う業務である。</p> <p>これらの業務は改修工事の内容を決定するものであり、競争入札等で事業者を決定した場合、特定の事業者への利益誘導につながる可能性があり、専門性と同時に公平性、中立性が強く求められる。</p> <p>したがって、本業務については、専門性とあわせて公平性・中立性を有する福祉事業団への委託が適当である。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託料の大部分は人件費であり、市職員が直接実施するよりも外郭団体への委託が効率的である。</p> | 業務の執行上、公平性や中立性が求められ、福祉事業団はこれを満たす市内唯一の事業者であることから、当該随意契約は妥当である。 |
| | 更新申請に係る介護保険 訪問調査業務 | 要介護認定申請に係る訪問調査業務 (北九州市内居住者の更新申請件数全体の5分の4程度、指定された市町村の居住者の新規申請以外の申請) | 312,876 | <p>●本市では、平成12年度の介護保険制度の開始にあたり、保健・医療・福祉関係団体等と協議しながら、公平・公正な仕組みづくりに取り組んできた。</p> <p>その中で、訪問調査を含む認定審査に係る委託については、介護サービスの給付に直接結びつく(特定の事業者への利益誘導につながる可能性がある)ため、介護サービスの調整(ケアプランの作成)を行っていない事業者への委託が適当であると判断し、この条件を市内で唯一満たす福祉事業団に委託している。</p> <p>・更新申請に係る介護保険訪問調査業務 当該業務は、要介護認定に係る更新等の介護保険訪問調査の委託業務であり、居宅介護支援事業者に委託することができる。 被保険者の状態を適切に把握しなければならない当該訪問調査は、介護認定における重要な基礎資料となり、委託にあたっては介護サービスの給付と結びつくことから、業務遂行にあたっては公平性・中立性が求められる。</p> <p>・介護扶助等10割負担者に対する要介護認定調査業務委託 生活保護法に基づき、介護保険の被保険者以外(40歳以上65歳未満)で、生活保護を受給している者について、「更新申請に係る介護保険訪問調査業務」と同様の業務を行っており、公正・中立な調査が求められる。</p> <p>・介護認定審査会補助業務 当該業務は、認定調査結果の内容確認や審査会委員への説明等、訪問調査結果と主治医意見書をもとに申請者の要介護度を判定するための介護認定審査会の運営に係る補助業務である。 審査判定の基礎となる訪問調査と連動しており、業務内容も要介護度の審査判定など専門的であり、認定結果がその後の介護サービスの給付と密接に関わることから、業務遂行にあたっては専門的知識を有するとともに公平性・中立性が求められる。</p> <p>●なお、これらの業務については、今後、更なる制度の定着等に伴い、公平・中立性が確保できる事業者(ケアプランの作成を行っておらず、かつ専門的な人材をある程度保有している事業者)が市内で確認できれば、競争性のある契約への移行を検討する。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託料の大部分は人件費であり、市職員が直接実施するよりも外郭団体への委託が効率的である。</p> | |
| | 介護扶助等10割負担者 に対する要介護認定調査 業務委託 | 生活保護法による介護扶助等 10割負担者に対する要介護認定調査 | 3,312 | <p>・介護扶助等10割負担者に対する要介護認定調査業務委託 生活保護法に基づき、介護保険の被保険者以外(40歳以上65歳未満)で、生活保護を受給している者について、「更新申請に係る介護保険訪問調査業務」と同様の業務を行っており、公正・中立な調査が求められる。</p> <p>・介護認定審査会補助業務 当該業務は、認定調査結果の内容確認や審査会委員への説明等、訪問調査結果と主治医意見書をもとに申請者の要介護度を判定するための介護認定審査会の運営に係る補助業務である。 審査判定の基礎となる訪問調査と連動しており、業務内容も要介護度の審査判定など専門的であり、認定結果がその後の介護サービスの給付と密接に関わることから、業務遂行にあたっては専門的知識を有するとともに公平性・中立性が求められる。</p> <p>●なお、これらの業務については、今後、更なる制度の定着等に伴い、公平・中立性が確保できる事業者(ケアプランの作成を行っておらず、かつ専門的な人材をある程度保有している事業者)が市内で確認できれば、競争性のある契約への移行を検討する。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託料の大部分は人件費であり、市職員が直接実施するよりも外郭団体への委託が効率的である。</p> | |
| | 介護認定審査会補助業務 | 介護認定審査会運営・開催に係る補助業務 ・訪問調査結果の内容確認 ・訪問調査結果と主治医意見書の整合調整 ・審査判定資料の作成、審査会委員への説明及び審査会進行 ・その他、結果通知送付業務等 | 119,520 | <p>●なお、これらの業務については、今後、更なる制度の定着等に伴い、公平・中立性が確保できる事業者(ケアプランの作成を行っておらず、かつ専門的な人材をある程度保有している事業者)が市内で確認できれば、競争性のある契約への移行を検討する。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託料の大部分は人件費であり、市職員が直接実施するよりも外郭団体への委託が効率的である。</p> | |

| 団体名 | 業 務 名 | 業 務 内 容 | 26年度予算案 (千円) | 特 命 理 由 | 委員会等における検証結果 |
|----------------|-----------------------|--|-----------------|--|--|
| 北九州市 福祉事業団 | 北九州市障害児等療育 支援事業 | 在宅障害児を地域で支援するた め関係施設や家庭における療 育・訓練・相談 | 37,481 | <p>本事業は、専門的療育機能を活用した事業を行うことにより、在宅障害児の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>在宅障害児の生活を支えるためには、身近な地域において十分かつ円滑に専門的な療育上の指導や相談を実施する必要があり、当該事業の実施に相当と認められる障害児施設を予め指定して事業を実施している。</p> <p>現在、市内の7施設(総合療育センター、光の子学園など)については、外郭団体であるか否かを問わずに指定施設としており、今後も事業実施に相当と認められる施設があれば、随時、指定を行っていくものである。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託料は、各団体が実施した件数に対し、支援種別毎に国が定める基準を参考に設定された単価を乗じて算出される。</p> | <p>相当と認められる施設があれば、外郭団体であるか否かを問わず、事業に参入できる仕組みであることから、当該随意契約は妥当である。</p> <p>【その他の意見】 本事業の業務委託の仕組みを勘案すれば、そもそも随意契約か入札かという議論にはなじまないのではないか。</p> |
| 北九州市 環境整備協会 | 家庭ごみ収集業務 | 家庭から排出される家庭ごみの 収集運搬、資源化物(かん・び ん、ペットボトル)の収集運搬お よび環境美化作業等 | 691,364 | <p>廃棄物処理法上、市は責任を持って安定的かつ確実にごみ収集を確保することとなっている。この公的な役割を果たすために、その一部を実績のある環境整備協会に委託している。</p> <p>また、環境整備協会への委託は、一般ごみ収集運搬費用を民間よりも安価に設定していることにより、収集コスト面での民間への牽制などの役割を果たしている。</p> | <p>ごみ収集を安定的に実施するという公的な役割について考慮すべきである。また収集コストについても、新たに入札を行った上で、契約する金額と均衡を図るということから、当該随意契約は妥当である。</p> |
| | 道路狭あい地域家庭ごみ 収集業務 | 軽ダンプ車により行う家庭ごみ の収集運搬、資源化物(かん・び ん、ペットボトル)の収集運搬及 び環境美化作業等 | 42,768 | <p>【委託料の妥当性】 行財政改革の取組みとして、平成26年度に直営収集の一部を削減し、委託化する予定である。委託業者の選定にあたっては、競争入札することとしており、新たに民間と契約する金額と均衡を図る。</p> | |
| ひびき灘開発(株) | 一般廃棄物の埋立処分 等業務 | 響灘西地区廃棄物処分場の管 理・運營業務 | 43,426 | <p>響灘西地区廃棄物処分場では、一般廃棄物、土砂に加え、市内中小企業から排出される産業廃棄物も併せて処分を行っている。</p> <p>廃棄物処理法上、処分場の管理・運営は、産業廃棄物処分業の許可業者が行うこととされている。</p> <p>現在、市内で対象となる事業者は、ひびき灘開発(HKK)以外に旭硝子、電源開発の2社あるが、自社以外からの受入を行っているのはHKKのみである。</p> <p>【委託料の妥当性】 委託業務の設計金額については、本市の実施設計単価(技術監理室が設定)等の市況価格を基に算定している。設計金額に対するHKKとの契約金額の割合は、本市が競争入札を実施している主な工事の落札率とほぼ同じ割合である。</p> | <p>現在、産業廃棄物の埋立処分を行うことができる市内業者はひびき灘開発(株)1社であることから、当該随意契約は妥当である。</p> |
| | 東部浄化センター産業廃 棄物処理業務 | 日明浄化センターで発生した汚 泥(洗砂)の最終処分(埋立処 分) | 3,910 | <p>本業務は、下水処理で発生する汚泥(産業廃棄物)を最終処分場で埋立処分を行うものであり、産業廃棄物処分業の許可業者が業務を行うことが法律上義務付けられている。</p> <p>現在、県内で対象となる事業者は5社あるが、汚泥の受け入れを行っているのは、市内ではひびき灘開発(株)1社、市外に1社の計2社である。</p> | <p>現在、汚泥の受け入れを行うことができる市内業者はひびき灘開発(株)1社であることから、当該随意契約は妥当である。</p> <p>【その他の意見】 本事業の業務委託の仕組みを勘案すれば、そもそも随意契約か入札かという議論にはなじまないのではないか。</p> |
| | 西部浄化センター産業廃 棄物処理業務 | 皇后崎浄化センターで発生した 汚泥(洗砂)の最終処分(埋立処 分) | 3,230 | <p>【委託料の妥当性】 市外事業者と比較すると、処理コストが安く、処分場までの距離も近いため、運搬費用も割安となる。</p> | |

外郭団体評価会議における主な意見

- すべての随意契約について、合理的理由があり、総合的に判断して妥当であると考えられる。
- 合理的理由の他にコスト面も厳しく精査しているので、アカウントビリティ（説明責任）についてもしっかり確保されている。
- 外郭団体しか担えない業務については、市としても、不測の事態に備え、常に団体に対して適切に関与し、サービスの安定的な供給（リスク回避）を図るべきである。
- 公共サービスを考慮すれば、安定性、継続性が重要であり、コスト面と合わせた総合的な判断をしていくものとする。その中で、外郭団体に担わせるべきものは、担わせるべきである。
- 今後とも、外郭団体との随意契約については、アカウントビリティや透明性の確保を、心がけていかれたい。

外郭団体の評価体制について

内部評価

北九州市外郭団体随意契約適正化委員会

1 位置づけ

「外郭団体指導調整要綱」に基づく「外郭団体総合調整委員会」の下部組織

2 委員会の役割

・事業者への公募意思確認を経ずに外郭団体と特命随意契約を行うもので、一定規模以上の契約について、その妥当性等を審議

3 開催スケジュール

毎年度 1 回開催（平成26年2月17日開催）

4 構成員

○内部委員 両副市长、総務企画局長、財政局長、契約室長
※必要に応じて所管局長等が委員として出席

○外部委員 2名

| | |
|------------------|--|
| 菊池 裕子 (きくち ひろこ) | 九州共立大学経済学部 教授 入札等監視委員会委員 (H24・25)、外郭団体経営改革委員会委員(H18~20) |
| 福地 昌能 (ふくち まさよし) | 福地公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人評価委員会委員(H16~22)、外郭団体経営改革委員会委員(H18~20) |

外部評価

北九州市外郭団体評価会議

1 位置づけ

「北九州市外郭団体評価会議開催要綱」に基づく市政運営上の会合

2 会議の役割

- ・外郭団体のミッションの遂行状況や経営状況の評価
- ・市と継続的に特命随意契約を行っている業務の妥当性等の審議（概ね3年おき）

3 開催スケジュール

毎年度 1～2回開催（平成26年2月24日開催）

4 構成員

○外部委員 6名

| | |
|------------------|--|
| 明石 照久 (あかし てるひさ) | 熊本県立大学総合管理学部 教授 大学院アドミニストレーション研究科長 |
| 笠目 恭子 (かさめ きょうこ) | 西日本シティ銀行 総合企画部環境室長 |
| 加藤 英索 (かとう えいさく) | TOTO (株) 内部監査室長 |
| 菊池 裕子 (きくち ひろこ) | 九州共立大学経済学部 教授 入札等監視委員会委員 (H24・25)、外郭団体経営改革委員会委員(H18~20) |
| 能美 育恵 (のうみ やすえ) | 北九州商工会議所 中小企業振興課長 |
| 福地 昌能 (ふくち まさよし) | 福地公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人評価委員会委員(H16~22)、外郭団体経営改革委員会委員(H18~20) |

「外郭団体の評価体制について」～北九州市行財政改革大綱（抜粋）～

II 外郭団体改革について

1 基本的な考え方

(2) 市の適切な関与による政策の実現

ア ミッションの明示と成果の視点による評価

市は、「市の政策の一翼を担う」外郭団体に対して、政策に沿ったミッションを明示した上で、そのミッションが適切に遂行されているかどうか、成果の視点で評価し、その後の市の政策展開に活用します。評価の手法としては、第三者機関を活用した仕組みを構築します。

ウ 市の財政支出（補助金・委託料等）の精査

市から団体に支出している補助金・委託料等については、当該補助金・委託料の金額は妥当であるか、また成果を出しているか等の視点で常に精査します。
特命随意契約により、外郭団体に業務を任せている場合、「民間にできるものは民間に委ねる」という視点を踏まえ、民間やNPO等、真に担うことができる組織がないかどうかを精査します。
また、外郭団体の役割（民間委託等でできない、または適さない）に照らして、特命随意契約による委託が妥当である業務についても、市民に対して、より透明性を確保する観点から、その妥当性等を検証・担保するための仕組みを導入します。

➤ 事業者への意思確認

- ・委託事業参加者の有無を確認する公募を実施します。

➤ 新たな自己統制や外部評価の仕組み

- ・事業者への意思確認を経ずに特命随意契約を行うもので、一定規模以上の契約について、副市長を筆頭とする内部組織に外部の委員を加えた「(仮称)外郭団体随意契約適正化委員会」でその妥当性等を審議します。
- ・上記のうち、継続的に特命随意契約を行う事業等については、概ね3年おきに、外部評価によりその妥当性等を審議します。

➤ 新たな情報公開の仕組みと情報公開項目の追加

- ・毎年決算時期に外郭団体との随意契約の状況等についてとりまとめ、市議会に報告する「法人の経営状況の報告」に掲載し、議会に報告します。